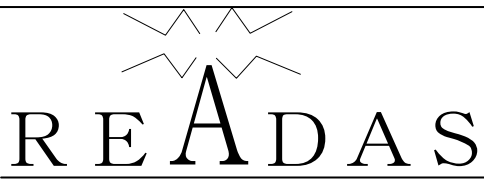


第 4400 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 1月13日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 年金所得者の確定申告不要制度

Q：年金所得者は、今年から確定申告する必要がなくなったとか。どのようになったのですか？

A：公的年金等の収入金額が400万円以下の人については、年金以外の所得が20万円以下であれば申告が不要となりました。

【解説】

昨年度の税制改正で、年金所得者の利便性を図る観点から、公的年金等の収入金額が400万円以下の人について、年金以外の所得が20万円以下であれば、申告しなくてよい制度が創設されました。

併せて、公的年金等に係る源泉徴収制度において、寡婦(夫)控除も源泉徴収税額計算の対象に取り込まれましたので、これまで、寡婦(夫)控除を受けるためだけに確定申告をしていた人も、申告が不要になります。

この場合の年金以外の所得には、土地の譲渡等に係る事業所得等の金額や土地、建物等に係る譲渡所得金額、先物取引に係る雑所得等の金額等は含まれ、確定申告を要しない配当所得の金額及び上場株式等の譲渡所得等の金額は除かれることになっています。

なお、公的年金等に係る収入金額が400万円以下である年金所得者が、医療費控除等を受けて、所得税の還付を受けようとする場合には、従来どおり、確定申告をしなければなりませんので、その点お間違いないようにしておいてください。

